

1. 一定の保育の質を担保した上で受け入れることのできる児童の年齢について、既に企業主導型保育所等においては0～5歳となっているにもかかわらず、小規模認可保育所において原則0～2歳とされている点、また、特に、0～2歳を現に受け入れていない小規模保育所は3～5歳を受け入れることができないとされている点について、具体的根拠を御教示頂きたい。

仮に、3～5歳の児童については通常の少人数保育では保育の質が担保されないため、いわゆる「集団保育」が望ましいとの見解であるならば、なぜ、企業主導型保育所等においては、少人数にも関わらず、0～5歳を受け入れることができるのか、適切なエビデンスと共に御教示頂きたい。また、厚生労働省が望ましいと考える「集団保育」の定義、及びそれが望ましいとされる具体的根拠についても御提示いただきたい。

(回答)

- 事業所内保育事業の従業員枠と企業主導型保育事業は、事業主がその従業員の福利厚生のために設置するものであることから、両者とも国が定める公定価格を減額して適用しており、また、後者については、多様な就労形態に対応した柔軟な保育サービスの提供を行うことができることとし、その整備費・運営費は事業主拠出金を財源としている。どちらも定員は19名以下に限定されない。
- 一方、小規模保育事業については、特に、現に多く見られる3歳未満児の待機児童の解消への対応を目的の一つとして、市区町村が保育の実施責任を負うとともに利用の調整を行うこととし、広く国民から徴収する税財源を活用して整備を行うこととしている。
- また、3歳以上児については、「集団生活の中で遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫」し、「他の園児との関わりが深まり、他の園児から多くの刺激を受け、協同的な活動を通じて成長する」（幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説より引用）ことが必要である。また、幼稚園の園長と担任の多くが3歳以上児の最も望ましい学級人数を20～25人であると考えている（※）。
 - ※ 「教育効果を高めるために望ましいと考える学級の人数を尋ねたところ、それは3、4、5歳児とも20人から25人であり、理由として「イ 幼児期に必要な集団でのかかわりが十分確保できる」が最も多く選択されている。」（「幼児集団の形成過程と共同性の育ちに関する研究」（平成24年3月 社団法人 全国幼児教育研究協会）より引用）
- なお、3歳未満児については、「一人一人の生育歴や発達の特性などの違いを理解し、温かく応答的に関わる保育教諭等が、園児の主体的な環境とのかか

わりを促進する最も重要な存在である」(幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説より引用)。

2. 小規模認可保育所において0～5歳を受け入れることについて、特に待機児童が多い地方自治体が利用者のニーズを把握した上で積極的にコミットする必要があるとの見解であれば、まさに国家戦略特区については、区域会議の公式な構成員として地方自治体の首長が事業計画を十分に審議し合意することができるため、特区において本件を措置すべきと考えるが、この点につき、問題点などがあれば、前広に御教示頂きたい。

(回答)

- 子ども・子育て支援新制度においては、地域のことは地域で決めるという地方自治の原則に基づき、待機児童の多い市区町村が地域の保育ニーズを把握し、当該市区町村が施設整備や利用調整を行うこととなっている。したがって、これらは、当該市区町村以外の者である国家戦略特別区域会議の構成員の決定等によらず、当該市区町村において実施されるべきものである。

3. 0～2歳を現に受け入れている小規模保育所が追加的に3～5歳を受け入れることは、現行制度上、「地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる」場合とされているが、その場合の具体的・定量的な基準を明示されたい。

(回答)

- 先日の指摘事項に対する回答でお示ししたとおり、3～5歳児の受け入れ先が見つからない場合や、兄弟で別々の施設に通所せざるを得ない場合を想定している。また、定量的な基準については、各自治体で地域のニーズや実情が異なっていることから、当該各自治体において御判断いただくものと考え。3歳以上児を保育する小規模保育事業を整備することについては、児童福祉法に規定するとおり、「3歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して」市町村が決定するものである。